市民休暇村における野外活動について

（市民休暇村協議会意見集）

昭和45年6月

名古屋市総務局行政企画部企画課

本市では、市民休暇村建設計画の策定に当たり、市民休暇村において行なわれるべき野外活動について、その方面の学識経験者にお集りいただき、ご意見を伺い、また現地視察にご参加願つた方々には、さらにアンケートをお願いし、文書でご回答いただいた。

この意見集は、これらの発言及び回答を要約整理したものである。

発言者及び回答者は、次の方々である。

今池中学校長	江尻保之助
菊里高等学校長	太田吉郎
朝日新聞名古屋厚生事業団	加古善英
YMCA代表	鈴木武二
社会教育アドバイザー	鈴木満智子
名古屋ワンダーフォーゲル	野田雄紀
名古屋ボランテイアサークル	橋本智
名古屋フイジカルフイツトネスセンター所長	長谷川恒信
名古屋市レクリエーション協会事務局長	東根俊一
ボーイスカウト代表	三矢澄雄
中日こども会	三宅邦夫
ガールスカウト代表	森久子
YWCA代表	山田和代
日本福祉大学講師	山本英毅

（あいうえお順）

目　　次

市民休暇村における野外活動の在り方について …… 1

管理運営について …… 3

野外活動指導者の育成について …… 5

地区区分について …… 6

施設について …… 8

非常の場合の対策及び医療体制について …… 9

市民休暇村における野外活動の在り方について

酒を飲んで、騒ぐといつたような単に気晴しの場としてではなく、大自然の中で、自然の偉大さ、美しさを味うと共に、創造と協同生活の意義を学ぶことができるような場とすべきであるとする意見が多数であつた。

- 行楽や遊びに止まらせることなく、レクリエーション即ち再創造の機会を与えるものでなければならない。
- 集団による共同生活の中で、良き友を見出し、疎外から解放し、人間性を回復する。
- 共同生活の民主的なグループ経験を通じ、社会生活における責任感を養う。
- 自然の偉大さや恵みを知り、謙虚さと他に対する感謝や奉仕の精神を養う。
- 原始生活に近い野外生活を通じて、自然の偉大さ、神聖さ、美しさを味うと共に、社会生活に必要な協同精神と創意工夫と余暇の有意義な使い方を学び、健全な野外生活を通じて、身心共に強健な市民を作る。
- 自然との接触と創造性を生かした活動。
- 学習訓練を中心にしたキャンプではなく、遊びを中心にしたキャンプで青少年の主体的活動を通じて、青少年に何らかの意図的な働きかけをするキャンプが望ましい。
- 単なる気晴しではなく、創造を強調すべきである。
- 自然との対話を強調すべきである。

また、ここで行なわれる野外活動は、学校教育の延長であつてはならないとする意見が強かつた。

- 高校生（学校単位）のキャンプは、教育委員会において別に考えるべきである。
- 学校単位での利用は避けるべきである。
- 学校キャンプのように受動的なものではなく、能動的な活動の場にすべきである。
- 参加者の個性が尊重されるものでなければならない。
- キャンプ場の運営は市民平等の立場にあることを前提に、利用については、特定の団体（学校等）による長期間の占有は避けるべきである。
- 高校生が、野外で共同生活をする場がないので、この施設を利用したい。
- 学生の場合には、教育的であるべきである。

管理運営について

設置者の基本的な姿勢としては、単に野外活動の場を提供するというのではなく、これまで野外活動の機会が少なかつた市民の参加を積極的に呼びかけ、助言し、指導する積極的なものであるべきだとする意見が強かつた。

- 休暇村事務局主催のプログラムを作成し、1人でも参加できる場を設ける必要がある。
- 休暇村で楽しめる催しや活動を積極的に行ない、青少年の育成や市民の余暇活用の場として欲しい。常に市民のために積極的に働きかける姿勢が必要である。
- 主管者は、市民のために、休暇村の目的に従つて、意図的な環境を作り、施設作りをすべきである。

規律については、最小限の規律が必要であるとする意見が多かつた。

- 規律を明文化しておく必要がある。
- 最小限の規律が必要である。
- 規律は、最小限にしておくべきである。
- 村の憲法のようなものを制定する必要がある。
- 休暇村の基本的な考え方を、利用者に強調しておく必要がある。
- 野外活動のすべてが、しつかりしたプログラムに従つて行なわれるものではなく、気軽に楽しむ者もいるのであるから、最初からあまりガツチリした管理規則を押しつけると、勤労青少年の反発を買う。
- 青少年団体がリーダーシツプをもつて、使用する場合には、休

暇村の基本的規約の範囲内において、自主運営を認めるべきである。

管理運営に当たる者としては、名古屋市が直接これを行なうのではなく、新たに団体を設立し、または、既設の団体を強化して、これに委託すべきであるとする意見が出された。

- 外郭団体を作り、運営を移管すべきである。

  この場合、年間運営費は、利用収入で賄うことなく、多額の資金の援助が必要である。

- 野外活動協会を設置して、運営させるべきである。

野外活動指導者の育成について

これまで、野外活動の機会に恵まれなかつた市民の参加を積極的に呼びかけ、1人でも多くの市民が参加できるようなプログラムを作成し、この地を単なる貸テント、貸ケビンの場としないで、有意義かつ安全な野外活動ができるように適切な指導と助言をすることができる指導者が必要であるとする意見が強かつた。

- 野外活動の成果は、リーダーの質にかかつている。
- 野外活動の専門家を多く常駐させ、ここに来れば、いつでも助言してくれるようにすべきである。
- いいかげんなアルバイトの人達をカウンセラーやリーダーに頼まないで、専門家を養成すべきである。
- 指導者によるプログラム活動を通じての意図的な働きかけがなければ、休暇村の目指す教育的な価値はなくなる。
- 家族づれの場合のような利用者のために、指導助言センターを設けるべきである。
- キャンプ活動を指導できる人を育成しておかないと、単なる貸ケビン、貸テントになつてしまう。
- 専門家の育成は、今年からでもする必要がある。
- 市側カウンセラーによる指導は、リーダー不在の団体について、プログラムを作成し、または検討し、滞在期間の生活の指導を行なう。

地区区分について

地区区分については、対象者によりこれをするものと、施設によりこれをするものがあつたが、地区区分の必要を認めない意見もあつた。

- 長期キャンプ、一般青少年キャンプ、スクール・大集団キャンプ、家族・青少年以外キャンプに区分する。
- 青少年向、家族向、学生向に区分する。
- 野外活動の場における地区区分は不必要。
- テントキャンプ地区、ケビンキャンプ地区に区分する。
- 最初からエリアを決めないで、利用しながらサイトを作つていくのが望ましい。

また、自然観察地域及びモーターキャンプに関連して、次のような発言があつた。

- 自然保護の面からの管理を充分すべきである。
- 自然観察地域を設けてはどうか。
- 自動車を乗り入れると自然が破壊され、鳥もいなくなるから、自動車の乗り入れは禁止すべきだ。
- 車の乗り入れ禁止の意義を充分説明できるようにしておくべきである。
- 当地では、今後益々盛んになるであろうモーターキャンプの意義を認めた上で、それは他の場所でやつてもらうこととし、ここでは行なわないこととすべきだ。

○　モーターキャンプについては、御岳山麓の総合的な利用計画の中で、考慮すべきであり、当地では、やめるべきである。

施設について

施設は、できうる限り素朴なものとし、参加者が自ら創意工夫を凝らすことのできるものでなければならないとする意見が多かつた。

- 設備は、なるべく自然な質素なものであり、創意工夫の余地を残すものであること、
- 利用者が、この施設や備品を利用して、自主的な活動ができるようなものであるべきである。
- いわゆる大人向けのレジャー施設よりも、ごく素朴な遊ぶ施設を設ける必要がある。
- 今の人は、レジャーに対して受身であるので、単に土地を開放するだけでは、どうしてよいか戸惑うから、例えば、サイクリング道路、エア・ライフル場、プールなどを設けてはどうか。
- 身体障害者用のキャンプ場が1か所くらいあつてもいいのではないか。

非常の場合の対策及び医療体制について

非常の場合の対策及び医療体制には、充分考慮をはらう必要が指摘された。

- 自然の変化や不慮の災害に対する方策が必要である。
- 雨天・非常の場合のメインホール（約160㎡）が必要である。
- 避難場所としての、メインホールが欲しい。
- 医療施設を設ける必要がある。
- 医療の問題について、充分検討して置く必要がある。